

# 令和7年度十津川村水質検査計画

水道法施行規則により、十津川村では毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定し、お客様に対して情報提供を行っています。

これに基づき、令和7年度の水質検査計画を策定しましたので公開します。

## ■ 水質検査計画とは

水道法施行規則により、水道事業者は、水源種別、過去の水質検査結果、水源周辺の状況等を総合的に検討し、自らの判断により水質検査等の内容を定めた水質検査計画を作成し、毎事業年度の開始前に水道の需要者に対して情報提供することとされています。

## ■ 十津川村の水質検査計画

### 概要

十津川村の水質検査計画の概要は次の通りです。

- (1) 基本方針
- (2) 水道事業の概要
- (3) 原水及び浄水の水質状況
- (4) 検査（採水）地点
- (5) 水質検査項目と検査頻度
- (6) 臨時の水質検査
- (7) 水質検査方法
- (8) 水質検査計画及び検査結果の公表
- (9) 水質検査の評価
- (10) 水質検査の制度と信頼性保証
- (11) 関係者との連携

### 1 基本方針

- (1) 検査地点は、水道法で検査が義務付けられている給水管に加えて、浄水場内及び水源地とする。
- (2) 検査項目は、水質基準項目を主として行う。（浄水全項目、原水全項目）
- (3) 検査頻度は項目別に毎日検査、毎月検査年12回、省略不可項目年4回、浄水全項目3年に1回、原水全項目年1回行う。

## 2 水道事業の概要

村内には浄水場が14ヶ所あり、全て村管理となっている。

### (1) 各施設の概要（令和6年4月1日現在）

施設名	水源地	処理能力(t/日)	給水人口(人)	処理方法
五百瀬浄水場	三田谷	33	24	緩速ろ過：後塩素処理
風屋 〃	広瀬谷	63	76	〃
滝川 〃	三滝谷	59	89	〃
大野 〃	湧谷	27	27	〃
重里 〃	サンザカ谷	49	51	〃
永井 〃	サンザカ谷	41	61	〃
小原地区 〃	親の谷	410	526	〃
折立地区 〃	大谷	242	295	急速ろ過：後塩素処理
平谷地区 〃	柏谷：出合	591	447	急速ろ過：前中塩素処理
上野地地区 〃	河津谷 (深井戸)	165	152	急速ろ過：前塩素処理
川津浄水場	津越谷	34	32	緩速ろ過：後塩素処理
上葛川 〃	上葛川	20	23	〃
田戸 〃	ハギ谷	13	7	〃
玉垣内 〃	サンザカ谷	31	62	〃

## 3 原水及び浄水の水質状況

- (1) 平谷地区の水源地である柏谷・出合水源は、生活排水が混入している可能性があり浄水処理に注意を要する。重里、永井、玉垣内はアルミニウム測定値が高い。
- (2) その他の水系については生活排水が混入する可能性は低く、通常水質は良好であるが降雨時に高濁度となり浄水にもその影響が出ている。

## 4 検査（採水）地点

### (1) 給水栓

地区名	検査（採水）地点	地区名	検査（採水）地点
五百瀬地区	杉瀬公衆トイレ	折立地区	折立公衆トイレ
風屋地区	風屋花園公衆トイレ	平谷地区	平谷駐車場
滝川地区	滝川公会堂	上野地地区	浄水場内配水管末端
大野地区	大野旧小学校跡	川津地区	川津公衆トイレ
重里地区	重里地区生活改善センター	上葛川地区	上葛川公会堂
永井地区	永井集会所	田戸地区	瀬公衆トイレ
小原地区	道の駅 十津川郷	玉垣内地区	玉垣内公衆トイレ

- (2) 浄水場  
各浄水場内で行う。
- (3) 水源  
各水源地の上流を検査地点とする。

## 5 水質検査項目と検査頻度

### (1) 給水栓

#### 水質検査項目

表1の水質基準項目51項目について検査を行う。

毎日検査は色、濁り、残留塩素の3項目を行う。

#### 検査頻度

表1の頻度で行う。

十津川村簡易水道14施設については、最大で3年に1回まで検査頻度を減らすことができる項目(27項目)を過去の検査結果から選び、頻度を3年に1回とする。

### (2) 浄水場及び水源

#### 水質検査項目

浄水場では毎日検査項目(色、濁り、残留塩素)を行う。

水源地(原水)では、水質基準項目51項目から味・消毒副生成物を除く39項目と嫌気性芽胞菌を行う。

#### 検査頻度

原水39項目検査は十津川村簡易水道14施設で1年に1回の頻度で行う。

## 6 臨時の水質検査

臨時の水質検査は次の場合に行う。

- (1) 原因不明の色、濁りにより水質が著しく悪化したとき
- (2) 水源地流域で魚類の死体が確認されたとき
- (3) 臭気等による異常があったとき

## 7 水質検査方法

毎日検査を除く水質検査は(仮称)奈良県広域水道企業団に委託予定。

## 8 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は作成後、本村ホームページにて公表する。なお水質検査計画については状況に応じて見直し、その都度改正するものとする。

## 9 水質検査結果の評価

水質基準は水道水が満たすべき水質上の要件であり、すべてに満たされる必要がある。従って、検査結果の評価は検査ごとに行い、基準を超えている場合には直ちに原因究明を行い、基準を満たす水質を確保する。

#### **1 0 水質検査の制度と信頼性保証**

(仮称) 奈良県広域水道企業団にて、水質検査の制度管理等を行うことにより水質検査に関する信頼性の確保を図っている。

#### **1 1 関係者との連携**

水源地等で水質汚染事故が発生した場合、(仮称) 奈良県広域水道企業団、内吉野保健所、県環境森林部水・大気環境課と情報交換を図りながら現地調査を行い、必要に応じて水質検査を行う。